

太田市立強戸中学校「いじめ防止基本方針」

平成 27 年 4 月 作成
平成 28 年 4 月 改訂
平成 29 年 4 月 改訂
平成 30 年 4 月 改訂
平成 30 年 9 月 改訂
平成 31 年 4 月 改訂
令和 2 年 4 月 改訂
令和 3 年 1 月 改訂
令和 5 年 2 月 改訂
令和 6 年 2 月 改訂
令和 7 年 2 月 改訂

いじめの定義（文部科学省）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

※いじめの定義における 4 つの要素

①児童生徒に対して児童生徒が行う

- ・児童生徒と他の児童生徒との間の行為に限定。

②一定の人的関係

- ・学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒との人的関係を指す。

③心理的又は物理的な影響を与える行為

- ・物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

④心身の苦痛を感じているもの

- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- ・いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認が必要。

<基本認識>

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校を、生徒・教職員・保護者・地域とともに作りあげ、未然防止・早期発見・早期解消に努める。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。いじめをした生徒の主観的事情から判断されない。判断の主体は学校いじめ対策組織（いじめ防止委員会）が行う。
- (3) いじめられている生徒の立場に立ち、全教職員で守り通す。
- (4) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (5) 日常的に保護者との信頼関係をつくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

1 未然防止の取り組み

生徒がコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学級づくり、集団づくりを行う。また、生徒の成長を支える発達支持的生徒指導を充実させる。

(1) 授業改善に関する取組

- ① すべての生徒が参加、活躍できる授業を工夫し、わかる授業づくりを進める。
 - ・ 研修主任 = わかる・できる授業づくりを校内研修で進める。
 - ・ 各教科 = 生徒の実態に応じて、授業形態や発問などを工夫する。
 - ・ 学力向上コーディネーター = 長期休業中や定期テスト前の学習相談会を主宰し、基礎学力の定着に努める。
- ② 互いを認め合える人間関係、学級、学校風土づくりを進める。
 - ・ 全職員 = 生徒の呼名は敬称（さん）を付け、あだ名などでは呼ばない。
 - ・ 学年主任、担任 = 学校行事や学級活動、道徳科を通して温かな人間関係を育むようにする。
 - ・ 校長、教頭 = 全校集会、学校だより、学校 Web ページなどで啓発する。
 - ・ 生徒会 = いじめ防止に関連した啓発活動を行う。
- ③ 授業規律の徹底を図る。
 - ・ 各教科担当 = 各教科において、授業中の生徒指導を徹底する。また、学力向上通信を活用する。

(2) 友人関係、集団づくり、社会性の育成を目的とした取組

- ① 集団生活の向上
 - ・ 学年主任、担任 = 学校行事を通して、よりよい人間関係を構築する。
- ② 9年間を見通した社会性の涵養と人間関係作り
 - ・ 小中連携担当 = 小中それぞれの情報を把握し、補完的に指導を進める。
 - ・ 生徒指導主事 = 小学校の生徒指導担当と連携しながら、情報交換を進める。
- ③ いじめの未然防止や、解決などについての話し合いの場を設定する。
 - ・ 学年主任、担任 = 学級全体による集団決定や一人一人の自己決定を通して、いじめを許さない態度を醸成する。
 - ・ 生徒指導主事 = 生徒指導部会を主宰し、毎月の学校生活に関するアンケート結果に対する指導の経過等を部会で共有する。

(3) いじめに関する学習

- ① 人権感覚の育成
 - ・ 道徳教育推進教師 = 豊かな人権感覚をはぐくむ授業づくり（主として道徳科）のための資料提供や、情報共有を行う。
 - ② 人権学習週間
 - ・ 人権主任 = 道徳主任、特別活動主任、学年主任と連携しながら進める。
 - ③ 外部講師の招聘（ネット、スマホ使用の注意喚起）
 - ・ 教頭 = 生徒指導主事、人権主任、学年主任と連携して進める。
- ※ 身体的特徴や性格、行動など、どのようなことでもいじめのきっかけとなる可能性があることを教職員は深く理解しなければならない。また、発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係わる生徒、被災生徒や被災避難生徒への差別やいじめにも十分留意して指導に当たらなければならない。

(4) 生徒会の取り組み ※詳細は7、年間計画

- 主体的な活動の支援
 - ・ 生徒会担当 = 生徒がいじめ問題を主体的に考え、自主的ないじめ防止啓発につながる活動を企画・推進する。
 - = いじめ防止フォーラム、太田市いじめ防止子ども会議への参加によって知り得た、情報や先進的な取組をしている学校の情報を積極的に紹介する。

(5) 保護者・地域への啓発

○ 情報の公開と啓発

- ・校長、教頭 = PTA 総会・学年懇談会・強戸地区青健推会議、強戸小中ブロック会議、学校だより・Web ページ等で啓発する。
- ・学年主任、担任 = 学年・学級懇談会、学年だより等で進める。

2 早期発見の取り組み

いじめは大人が気付きにくく、いじめと判断しにくい場合も多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持つ姿勢が大切だ。早期発見のために日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。また、学校としていじめの理解と認識の共有を図り、予知する力を身に付けていく。

(1) いじめに気づく。

- ① いじめ実態把握のための学校生活に関するアンケートの実施（毎月）
- ② 定期的な教育相談の実施（毎学期）、チャンス相談による聞き取り
- ③ 生活ノートチェック
- ④ 休み時間等における生活の様子把握
- ⑤ 生徒がSOSを出せるように、教職員はSOSに気づけるような力を身につけるために、SOSの出し方教育を実施する。
- ⑥ スクールカウンセラー、悩みごと相談員、不登校専門員、保健室などからの情報
- ⑦ 市研究所巡回相談等、関係機関からの情報
- ⑧ 年2回C&Sを実施し、学校生活の悩みを把握する

(2) 情報を共有する。

- ① 教育相談部会、生徒指導部会、いじめ防止委員会、運営委員会、職員会議、学年会、打ち合わせでの共有。
- ② C4thの連絡掲示板、共有フォルダ（情報収集後、即時アップし共通理解を図る）での共有。
- ③ 保護者との情報共有（電話連絡、生活ノート、家庭訪問）
- ④ 「いじめ一報制」により、組織としていじめを把握し、情報を共有することで早期対応に努める。

(3) 情報に基づき、速やかに対応する。

- ① 生活アンケートや生活ノート、教育相談等でいじめ（または疑い）を発見した場合は、問題を一人で抱え込まないように、相談・報告の体制を徹底する。
- ② けんかやふざけ合いであっても生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。

3 発見したいじめに対する対処

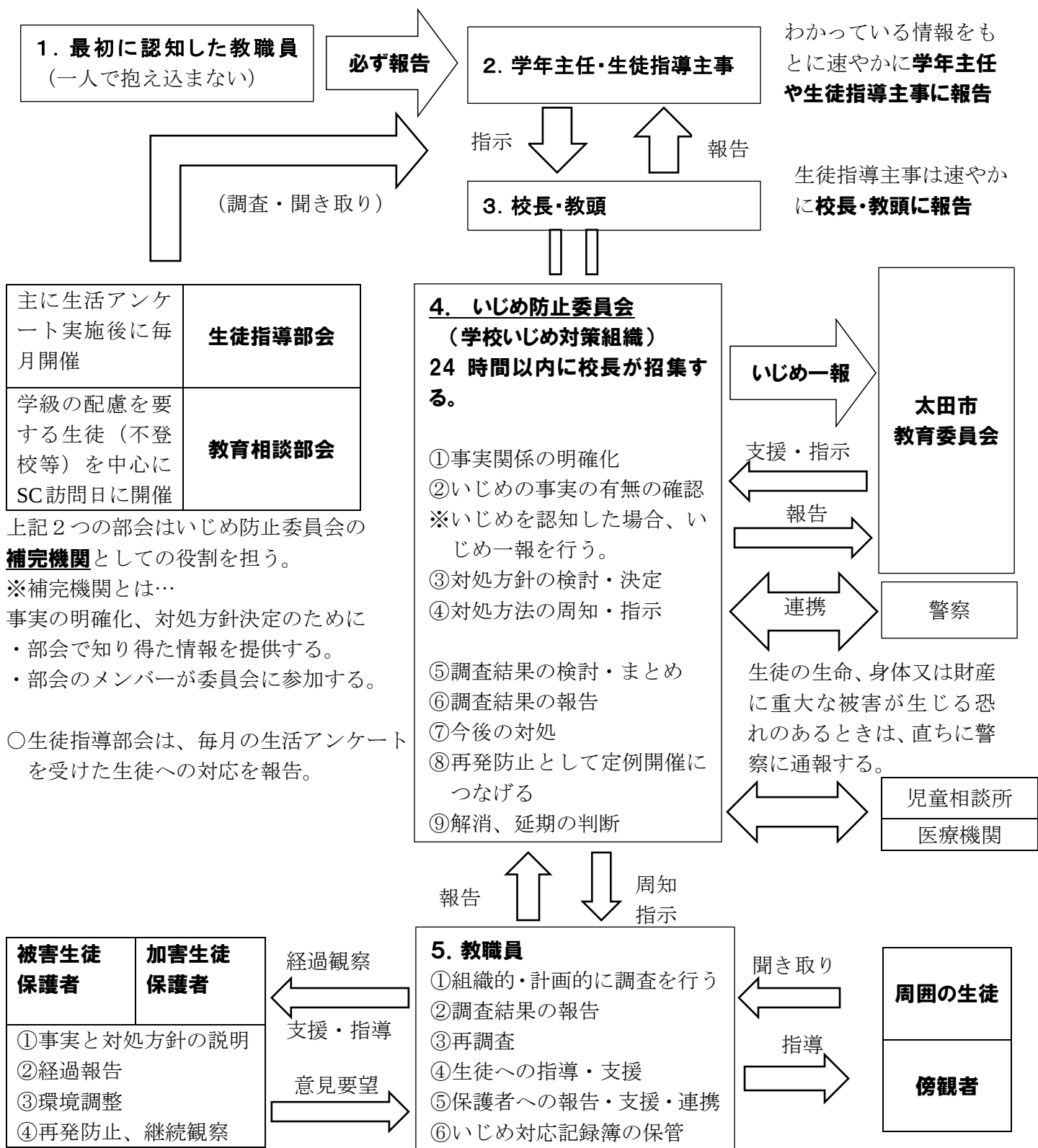
【基本姿勢】

教職員はささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、学年主任・生徒指導主事に報告・相談し、その情報は全て校長・教頭、ひいては「いじめ防止委員会」へ直ちに全て報告・相談というルートを全職員で確立する。

【いじめの態様】

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------------|
| ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる | ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする |
| ・仲間はずれ、集団による無視をされる | ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする |
| ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする | ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる |
| ・金品をたかられる | ・好意からの行為が意図せず相手の生徒の心身に苦痛を与える |

【いじめ対処マニュアル】



- ① いじめの疑いがある場合、疑われる行為を発見した場合、その場で止めさせ、相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、詳細な情報を聞き取る。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ② いじめの発見者からの聞き取りやわかっている情報をもとに、教職員は速やかに学年主任と生徒指導主事に報告し、生徒指導主事は校長、教頭に報告する。不足する情報等がある場合、校長・教頭は再度生徒への聞き取り等を指示する。
- ③ 事実確認の結果、いじめに係る（疑われる事案も含む）情報、事実である場合には、いじめ防止委員会を緊急に開催し、いじめであるか否かの判断を行う。いじめが認知された場合、生徒指導主事は「いじめ一報制」を作成し、教頭が市教育委員会への報告を行う。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき重大なものと認められるときは、校長の指示のもと、いじめ防止委員会が対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- ⑤ いじめの要因について丁寧に確認する。特に、家庭環境や部落問題などがいじめの背景にあるかどうかについても留意する。

(1) 被害生徒またはその保護者への支援

- ① **事実を聞く際に配慮する。**いじめられた生徒は、事実を伝えた後に起こるかもしれない行為への分から事実を伝えられないことも考えられる。そこで、被害生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることや秘密を守ることもしっかり伝え、理解を得る。
- ② **事実関係を聴取する。**その際、いじめられている生徒にも非があるという考え方はいっさい排除しなければならず「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意するとともに、個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意することを伝える。
- ③ **保護者に事実を伝える。**いじめられた生徒の理解を十分得た上で、家庭訪問をし、その日のうちに保護者に事実を伝える。いじめられた生徒の理解が十分に得られていない場合でも、危険性を鑑み、保護者に伝える場合もあり得る。今後、指導に協力が得られるように引き続き働きかけていく。
- ④ **安全を確保する。**2度といじめが繰り返されないように、また心のケアのためにＳＣの協力を得るなど、生徒の心に寄り添える体制をつくる。また親しい友人や教職員、家族、地域の人などと連携し、いじめ防止委員会が中心となって対応する。
- ⑤ **安心して学習その他の活動に取り組める環境を確保する。**必要があると認めたときは、いじめを行った生徒について、別室等で学習を行わせる等、必要な措置を講ずる。
- ⑥ **外部機関との連携を図る。**学校では対応できない状況が生じた場合には、心理や福祉等の専門家、外部専門家の協力を得る。

(2) 加害生徒への指導またはその保護者への助言

- ① いじめたとされる生徒から事実関係の聞き取り調査を複数の教職員が行う。必ず聞き取り内容について確認を行う。生徒からの聴取は個別に行うのが望ましい。
- ② 事実確認の後、その日のうちに電話連絡や複数で家庭訪問を行い、保護者に事実を報告する。事実に対する理解が得られるように丁寧に対応し、今後適切な対応ができるように協力を求める。
- ③ いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させ、反省できるようにし、謝罪へとつなげる。なお、生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け健全な人格の発達に配慮する。

(3) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① 担任を中心として、いじめ防止委員会が適切に連携し、いじめを見ていたり、同調したりしていた生徒も問題の関係者として事実を受け止めさせる。いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ② 「傍観者」の生徒には、「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることはつらい立場にある人を救うことであり、人権と命を守る大切な行為である」ことを徹底して伝える。

(4) 関係機関との連携

いじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠であるので、日頃から関係機関との連携を深めておく。

(5) いじめ解消の確認

単に謝罪をもって安易にいじめの解消と判断せず、以下の2つの要件が満たされているか、被害生徒と保護者に対し面談等によって確認する。

- ・ 3か月間、いじめに係る行為が止んでいること。
- ・ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

※ ただし、いじめの被害の重大性等から、いじめが「解消している」状態について長期の期間が必要であると判断される場合は、3か月の目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。

4 組織 <いじめ防止委員会>

(1) 構成

- 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭

補完組織として、

- ・ 教育相談部会 … 校長、教頭、教務主任、教育相談主任、各学年教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター、教育相談員
- ・ 生徒指導部会 … 校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当

※ 個々のいじめの防止、早期発見、対処にあたっては2つの部会の情報を吸い上げ、関係教職員を追加することができる。

(2) 機能・役割内容

- ① **緊急開催(対処)**… 生徒がいじめを受けている(疑われるを含む)情報には、校長判断のもと緊急会議を24時間以内に開催し、迅速な共有をする。

- ・ いじめの事実の有無を確認する。いじめと認定する校長の判断を組織として確認する。それにより「いじめ一報」報告の有無に反映する。
- ・ 被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制、対応方針の決定、保護者との連携、など組織的に実施する。

- ② **定例開催(予防)**として毎月1回開催する。

- ・ いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況を確認する。年間計画に沿った活動を実行し検証および修正を行う。
- ・ 校内特別生徒の状況を毎月確認する。

※ 校内特別生徒 … ○「いじめ一報制」における該当生徒

○特別な配慮が必要な生徒(発達障害、個別の指導・支援計画の該当生徒)

○外国籍生徒

○震災等の被災者や被災避難者

○C&Sの結果により自己肯定感が低く気になる生徒

- ・ いじめが解消している状態について判断する。
- ・ 「内なる開かれた学校づくり」につなげ、いじめを生まない学校になるように、学校や学年、学級の集団としての成熟度等について意見交換する。

- ③ 適時内容

- ・ いじめ防止に係る校内研修(各学期に1回 校内いじめ対策研修会)の企画と計画的な運営
- ・ 「いじめ防止基本方針」の改訂について協議(7月、1月)
- ・ 本組織がいじめの相談・通報の窓口であり、いじめを受けた生徒を徹底して守り通すことを生徒、保護者に認識されるために毎年4月当初の集会や保護者会で説明する。
- ・ 組織に集められた情報を個別の生徒ごとに記録・整理して情報の集約と共有化を行う。

5 ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込みなどがあった場合、必要に応じてモニタリングを行い、情報の把握に努める。そして、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取りなどの調査、生徒が被害にあった場合のケアなど必要な措置を講ずる。
- ・ 書き込みへの対応については、削除要請など、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。
- ・ 書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署県警サイバー対策室など、関係機関と連携して対応する。

6 重大事態への対応

【重大事態】

- ・ いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき（生命心身財産重大事態）
- ・ いじめにより、生徒が相当の期間（欠席日数が年間30日であることを目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき（不登校重大事態）
- ・ 生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき

(1) 重大事態に対する平時からの備え

- ・ 認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に教育委員会に報告を行う。
- ・ 重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、教育委員会の指示の下、重大事態調査の実施に向けた準備を始める。
- ・ 生徒指導事案に関わる指導の記録や、学校と保護者とのやり取りの等の記録の作成を徹底する。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応する。
- ・ 重大事態調査を行うに当たっては、事実関係を明らかにして、学校の対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組む。

(2) 重大事態への対応

- ・ 生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- ・ 重大事態の発生を判断する主体は、いじめ防止委員会である。（事前に教育委員会に相談をする）
- ・ 重大事態が発生した場合、速やかにその旨を教育委員会に報告し、市長まで重大事態が発生した旨を報告する。
- ・ 本市では原則として学校が主体になり、いじめ防止委員会に第三者と教育委員会担当者を加える体制とする。
- ・ 調査組織は、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行える構成とし、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであり、教育委員会が選定し、学校に派遣する。
- ・ 事前に説明した方針に沿って、被害生徒・保護者に調査結果を説明する。
- ・ 加害生徒・保護者への情報提供に係る方針について、被害生徒・保護者に改めて確認した後、加害者・保護者に対する情報提供を実施する。

7 年間計画

いじめ防止基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

	生 徒 ・ 職 員	学校全体 【※いじめ防止委員会】
4 月	・前年度の引き継ぎ資料による生徒状況の確認（職員） ・今年度のいじめ防止基本方針の確認（職員） ・全校生徒、保護者に向けたいじめ防止方針の周知、いじめ防止委員会や校内相談体制の紹介（校長） ・二者面談による教育相談（生徒・職員）	【PLAN：計画】 【DO：実践①】
5 月	・いじめ防止スローガンの募集（生徒） ・生徒集会で強戸中いじめ防止スローガン発表（生徒会） ・いじめ防止啓発に関する活動（生徒会）	
6 月	・学級の雰囲気と自己肯定感を把握する質問紙（C＆S）の活用 ・校内いじめ問題研修会①（職員）	チェックリスト① ・第1回学校評価アンケートの実施
7 月	・1学期の振り返り（生徒） ・二者・三者面談による教育相談（1，2年生は職員と保護者、3年生は職員と保護者と生徒）	【CHECK①：評価】 ※1学期いじめ防止の取組の検証と改善①
8 月	・いじめ防止ポスター・標語の募集（生徒） ・太田地区いじめ防止フォーラムへの参加（生徒会長）	※年間計画の修正等
9 月	・GODO リンピックに向けてのクラスのスローガン、学級旗の作成（生徒）	【DO：実践②】
10 月	・太田地区いじめ防止フォーラム結果の全校生徒への伝達（生徒会） ・生徒首魁での強戸中いじめ防止スローガンの確認（生徒会）	チェックリスト②
11 月	・いじめ防止啓発に関する活動（生徒会） ・三者面談による教育相談（生徒・保護者・職員） ・学級の雰囲気と自己肯定感を把握する質問紙（C＆S）の活用 ・人権学習週間（生徒）	・人権講話（校長） チェックリスト③
12 月	・2学期の振り返り（生徒） ・校内いじめ問題研修会②（職員）	・心の教育講演会 ※年間計画の修正
1 月	・太田地区いじめ防止こども会議への参加（生徒会長）	・第2回学校評価アンケートの実施
2 月	・太田地区いじめ防止こども会議結果の全校生徒への伝達（生徒会） ・いじめ防止行動目標の説明（生徒会） ・二者面談による教育相談（生徒・職員）	【CHECK②：評価】 ※いじめ防止の取組の検証と改善②
3 月	・1年間の振り返り（生徒） ・校内いじめ問題研修会③（職員）	※年間計画の改善 ※方針の改定、資料作成 【ACTION：行動】
【定期的な行動】 ○毎日 … 生活ノートから生徒の状況把握 ○毎月 … 最終週に「学校生活に関するアンケート」の実施・分析 ○チェックリスト…「①いじめ発見のチェックポイント（教師用）（家庭用）…6月」「②学級経営を見直すチェックリスト（担任用）…10月」「③人権感覚チェックリスト（教師用）…12月」		